

## 第3章 計画の推進

### 1 計画の推進にあたって

この計画は家庭や地域、職場など広範多岐にわたるものであり、市民や事業者、各種団体等の理解と協力が必要となります。また、個人の意識や事業者の経営体制についても深くかかわる計画です。

そのため、市、議会、市民、事業者、教育に携わる者が条例で定める役割に基づき、一体となって施策や事業の推進に取り組んでいく必要があります。

### 2 市民・事業者や各種団体との連携

計画の推進にあたり、意識啓発のための学習機会の提供や、様々な情報メディアを活用した情報収集・公開を通し、市民や事業者、議会、教育に携わる者がそれぞれの役割を果たしながら、積極的に計画推進に向けて取り組むよう働きかけていきます。

### 3 国や県等との連携

計画の推進にあたっては、国や県、他市町村との情報交換や相互協力を図っていきます。

### 4 計画の進行管理

年度ごとに施策や事業の状況を把握、確認及び評価を行い、それにより事業の見直し等総合的かつ効果的な計画推進を図っていきます。

また、市民意識調査を実施し、意識の変化や行政への要望の把握に努めます。

#### (1) 計画の進行管理体制

北上市男女共同参画推進委員会及び北上市男女共同参画推進会議において、年度ごとの事業の実施について評価・検討を行い、計画の進捗状況を把握し適切な進行管理を行います。評価の結果は公表し、総合的かつ効果的な計画の推進を目指します。

#### (2) 市民の意識調査

##### ① 男女共同参画社会に関するアンケート

男女共同参画社会に関する意識調査を5年ごとに実施し、市民の意識変化や行政への要望を把握し、計画の指標の見直しなどを行います。

##### ② 北上市の施策に関する市民意識調査

北上市の各施策について、市民の満足度及び重要度に関する調査を2年ごとに実施し、行政サービスの改善につなげていきます。

## 5 きたかみ男女共同参画プラン推進体制

